

福島県保険者協議会専門部会設置要領

(目 的)

第1条 福島県保険者協議会設置運営規程第6条の規定に基づき、福島県保険者協議会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置し、福島県保険者協議会（以下「協議会」という。）の推進する事業の実施について、実務レベルでの検討を行なうことにより、協議会の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(設 置)

第2条 前条の目的を達成するため、次の部会を設置する。また、第3条の各部会の任務を円滑に遂行するため、各部会の下にワーキンググループを設置することができる。

- (1) 企画調整部会
- (2) 医療費調査部会
- (3) 保健事業部会

(任 務)

第3条 専門部会は、保険者の連携協力に関する次の事項について業務を行なうものとする。

- (1) 企画調整部会
 - ① 協議会の企画に関すること
 - ② 保険者間の調整に関すること
 - ③ その他、目的達成に必要な事項
- (2) 医療費調査部会
 - ① 医療費及び健康診査データ等に関する情報の収集
 - ② 各保険者間における医療費及び健康診査データ等の共同分析・評価
 - ③ その他、目的達成に必要な事項
- (3) 保健事業部会
 - ① 各保険者の保健事業等に関する情報の交換
 - ② 保健事業の共同実施及び推進
 - ③ 保健事業実施計画等の策定及び実施の支援
 - ④ その他、目的達成に必要な事項

(構 成)

第4条 専門部会は、次の者をもって構成する。

- (1) 福島県担当部署
 - (2) 健康保険組合を代表する者
 - (3) 全国健康保険協会を代表する者
 - (4) 国民健康保険の保険者たる市町村を代表する者
 - (5) 国民健康保険組合を代表する者
 - (6) 共済組合を代表する者
 - (7) 福島県後期高齢者医療広域連合を代表する者
 - (8) 健康保険組合連合会支部を代表する者
 - (9) 福島県国民健康保険団体連合会を代表する者
- 2 専門部会の部会員及びワーキンググループ員は、各構成団体より推薦されたものを部会員とする。なお、各専門部会の構成団体毎の部会員数については、別表のとおりとする。
- 3 専門部会は必要に応じて医師会、歯科医師会、薬剤師会、学識経験者等の助言、参画を求めることができる。

(任 期)

- 第5条 部会員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 部会員に欠員が生じた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 部会員は、辞任した場合及び任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとする。

(運 営)

- 第6条 各専門部会には、部会長1名、副部会長2名を置き、部会員の中から互選する。
- 2 部会長は部会の会務を掌理し、専門部会の議長となる。
 - 3 部会長に事故あるときは、副部会長がその職を代理する。

(会 議)

- 第7条 会議は、必要に応じて協議会会長が招集する。
- 2 必要あるときは、各部会を同時に開催できる。

(事務局)

- 第8条 専門部会の事務局は、福島県担当部署及び福島県国民健康保険団体連合会に置くものとする。

(その他)

- 第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は協議会会長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成17年9月20日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年1月11日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年9月20日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年5月15日から施行する。

- 2 第5条第1項に定める任期については、平成27年5月15日から平成29年3月31日とする。

附 則

- 1 この要領は、令和元年7月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表

福島県保険者専門部会構成団体別部会員数

構成団体	企画調整 部会	医療費調査 部会	保健事業 部会
福島県	1	1	1
健康保険組合	1	1	2
全国健康保険協会福島支部	2	2	2
国民健康保険（市町村）	2	2	2
福島県歯科医師国民健康保険組合	1		
福島県医師国民健康保険組合	1		
中央建設国民健康保険組合福島県支部	1		
警察共済組合福島県支部	1	1	1
公立学校共済組合福島支部	1	1	
福島県市町村職員共済組合	1	1	
地方職員共済組合福島県支部	1		1
福島県後期高齢者医療広域連合	1	1	1
健康保険組合連合会福島連合会	1		
福島県国民健康保険団体連合会	1	1	1
計	16	11	11